

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等
指定管理者募集要項

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等指定管理者募集要項

尼崎市立弥生ヶ丘斎場及び尼崎市墓園（以下「本件施設」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年尼崎市条例第 27 号。以下「斎場条例」という。）第 6 条（弥生ヶ丘斎場の管理）及び尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例（昭和 37 年尼崎市条例第 3 号。以下「墓園条例」という。）第 28 条（墓園の管理）の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとした。

ついでには、斎場条例第 7 条（指定管理者の指定の申請）及び 8 条（指定管理者の選定）並びに墓園条例第 29 条（指定管理者の指定の申請）及び第 30 条（指定管理者の選定）に基づき、本件施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体（以下「法人等」という。）を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定めるもの。

本要項は、本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「尼崎市指定管理者モニタリング評価の手引き」（以下「手引き」という。）に定めている。また、指定管理者として選定された事業者と市は、基本協定書（案）のとおり基本的な事項について協定を締結する予定であるため、指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

I 募集の概要

1 施設の情報

名 称	尼崎市立弥生ヶ丘斎場
設置目的	葬儀式場施設の提供及び火葬に関する業務を行うため。
所 在 地	尼崎市弥生ヶ丘町 1 番 1 号
敷地面積	3,906.26 m ² 1,023.41 m ² （第 2 駐車場）
延床面積	3,345.67 m ² 11.16 m ² （ガスメーター室）
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地上 2 階建 1 棟
竣工年月日	平成 16 年 4 月 1 日 全体供用開始
主要設備	火葬炉 12 基、胞衣炉 1 基、排ガス処理設備、予約案内表示システム、遺体保管庫 1 台
主要施設	告別室（3 室）、収骨室（3 室） 葬儀式場（1 室）、遺族控室（1 室）、宗教者控室（1 室） 待合ロビー、炉前ホール、エントランスホール 屋上庭園
駐 車 場	斎場敷地内：マイクロバス 4 台、乗用車 12 台 第 2 駐車場：マイクロバス 4 台、乗用車 20 台

名 称	尼崎市弥生ヶ丘墓園
設置目的	本市における墓地の公園化を図るため。
所 在 地	尼崎市弥生ヶ丘町
敷地面積	44,115.74 m ²
主要施設	墓地（市管理、1区から13区、総区画数 5,250 区画） 部落有墓地 墓園管理事務所（休憩室、トイレ等） 無縁塔（2基） 墓参用給水栓、道具置き場、ごみ置き場
駐 車 場	普通車 62 台、身体障がい者用 3 台

名 称	尼崎市西難波墓園
設置目的	本市における墓地の公園化を図るため。
所 在 地	尼崎市西難波町 2 丁目
敷地面積	2,577.35 m ²
主要施設	墓地（市管理、総区画数 1,410 区画） 墓参用給水栓、道具置き場、ごみ置き場
駐 車 場	なし

2 主な管理の条件及び管理の基準等

(1) 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければならない。

ア 本件施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

イ 利用者の平等な利用を図ること。

ウ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。

エ 個人情報等の適正な管理を行うこと。

(2) 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

(3) 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は次のとおりである。業務内容及び履行方法等については、参考資料「尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理業務仕様書」及び「尼崎市墓園管理

業務仕様書」を確認のこと。

指定管理料	960,000 千円（提案上限額、指定期間内における合計額）※
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）
指定管理者が行う業務	<p>条例に規定する以下の業務とする。（以下、条例抜粋）</p> <p><斎場条例第10条></p> <p>(1) 火葬に関すること。</p> <p>(2) 利用許可、その取消しその他斎場の利用に関すること。</p> <p>(3) 斎場の利用に係る使用料の徴収に関すること。</p> <p>(4) 斎場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(5) その他市長が必要と認める業務</p> <p><墓園条例第32条></p> <p>(1) 墓地の使用許可その他墓地の使用に関すること。</p> <p>(2) 当初使用料等の収納に関すること。</p> <p>(3) 墓地の使用権の承継の許可その他墓地の使用権に関すること。</p> <p>(4) 墓園条例第24条第3項の規定による改葬又は移転に関すること。</p> <p>(5) 墓園の施設及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(6) その他市長が必要と認める業務</p>
指定管理者に期待する事項	<p>管理業務の実施に当たっては、次の事項を期待する。</p> <p>(1) 本市の火葬需要に対応した臨機応変な斎場運営</p> <p>(2) 墓地年間使用料の収納率向上に向けた取組</p> <p>(3) 墓地を無縁化しないための取組</p>
業務取扱時間	<p>午前9時から午後6時30分まで（斎場）</p> <p>午前9時から午後5時30分まで（墓園）</p>
休業日	<p>(1) 1月1日</p> <p>(2) 市長が別に定める日（原則、友引日とするが、指定管理者と別途協議のうえ定める。）</p>
リスク分担	別表のとおり
ガイドライン記載以外の関係法令	<p>ガイドラインに記載のもの以外で、本件施設の管理に当たって遵守すべき法令は次のとおりである。</p> <p>(1) 墓地、埋葬等に関する法律</p> <p>(2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則</p> <p>(3) 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例</p> <p>(4) 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(5) 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例</p> <p>(6) 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例施行規則</p>

※各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定める。

3 応募資格等

(1) 応募できる者

法人その他の団体（以下「法人等」という。ただし、法人格の有無を問わない。以下同じ。）で、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。ただし、契約を締結する能力を有しない法人等を除く。

なお、複数の法人等によって構成される団体（以下「共同事業体等」という。）による応募は、これを可とする。

(2) 応募できない者

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者

イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者

ウ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた法人等

エ 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者

オ 法人税、消費税、地方消費税、主たる事業所の所在する自治体の市税又は水道料金若しくは下水道料金等を滞納している者（法人等又はその代表者に適用）

カ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する法人等

ク 選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、記念公園、有料公園（立花・小田南・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設	尼崎市墓園、弥生ヶ丘斎場、市営住宅、富松住宅、阪神尼崎駅前駐車場、自転車等駐車場
文教施設	女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、生涯学習プラザ、園田東会館、美方高原自然の家、青少年いこいの家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者デイサービスセンター、たじかの園、あこや学園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター

- (3) 共同事業体等によるグループで応募する際の留意事項
- ア 構成団体が全て上記の欠格要件に該当しないこと。
 - イ 代表の法人等を定めること。
 - ウ 単独で応募した法人等は、他のグループの構成団体になることはできない。
 - エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできない。
 - オ 応募後の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めない。

4 申請の手続き

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の資料を提出すること。共同事業体等においては、エからサの書類は全ての構成団体に係る資料の提出を要する。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

- ア 指定管理者指定申請書（暴力団等に該当しない旨等の誓約含む）
- イ 事業計画書（様式不問）
- ウ 収支計画書
- エ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書※
- オ 役員の名簿及び履歴書※
- カ 法人等の事業計画書及び収支予算書（指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）のもの。）※
- キ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。）※
- ク 申請年度における財産目録
- ケ 組織及び運営に関する事項を記載した、法人等の概要書等の書類
- コ 法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合は、それに代わる書類）
- サ 主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類
- シ 共同事業体の代表団体及び構成団体を記載した資料
- ス 共同事業体間における管理業務の分担等を定めた協定書
- セ その他審査に必要な書類

※印の事項について、法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類を可とする。

(2) 申請書等の提出先

受付期間	令和5年8月23日から令和5年10月12日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
受付場所	尼崎市保健局保健部生活衛生課（尼崎市保健所5階）
提出部数	正本1部 副本10部

※ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(3) 施設所管課（問い合わせ先）

保健局保健部生活衛生課

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号 尼崎市保健所

電話 06-4869-3017 FAX06-4869-3049

メール ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

5 施設見学会の開催

応募を予定する法人等を対象に施設見学会を開催します。参加を希望する法人等は、令和5年8月21日までに所定の参加申込書に必要事項を記載のうえ、4(3)に掲げる施設所管課まで電子メールまたはFAXにて提出すること。（参加人数は、1法人等につき3人まで）

(1) 開催日時

令和5年8月23日 午前10時から2時間程度

(2) 開催場所

弥生ヶ丘斎場

6 施設に関する図面等の閲覧

施設に関する図面等の閲覧を希望する場合は、事前に4(3)に掲げる施設所管課まで連絡のこと。

(1) 閲覧期間

令和5年8月14日から令和5年10月12日まで

(2) 閲覧可能時間

10時から16時（正午から午後1時を除く）

(3) 場所

尼崎市保健局保健部生活衛生課（尼崎市保健所5階）

※図面等の持出しは禁止する。ただし、デジタルカメラ等による複写は可能とする。

7 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、令和5年8月23日から令和5年8月29日までに質問票を4(3)に掲げる施設所管課に電子メール等で提出のこと。なお、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問事項の回答等

募集要項等に関する質問の回答は、令和5年9月5日までに応募者名を伏せて、市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載する。

II 選定方法及び審査基準

1 選定方法

下記の審査基準に基づき、尼崎市立弥生ヶ丘斎場等指定管理者選定委員会（以下「選定

委員会」という。)において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション形式)により選定する。

面接審査の実施時期は10月中旬頃を予定しており、日時、場所及び出席人数等については、追って通知する。

2 審査基準

選定委員会は、斎場条例第8条(指定管理者の選定)及びに墓園条例第30条(指定管理者の選定)に基づき、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 本件施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 本件施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (5) 長期的に安定したサービスを提供するため、施設・設備等の適正な性能を恒常的に維持できること。

- (6) 市内貢献(本市が求める基準(評点等)を満たした場合に審査[※]し、加点する項目)

※①市内に本社等を有する法人等又は②市内に支店等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている法人等(共同事業体においては構成団体のうちいずれかが該当する場合)

※事業実施に際し市内在住者の雇用に配慮していること

- (7) 社会的課題[※]の解決に資する取組の推進

※次の例のような取組を推進するための提案がなされている、若しくはすでに実施されているか(尼崎市公共調達基本条例第9条)

- ・ISO9001の認証を取得している
- ・ISO14001の認証を取得している
- ・ISO27001の認証を取得している
- ・エコアクション21の認証を取得している
- ・障害者雇用をしている
- ・保護観察対象者等を3か月以上雇用している
- ・協力雇用主として神戸保護監察所に登録している
- ・尼崎市と「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、本市が施行する訓練に参加している
- ・尼崎市男女共同参画推進事業者として認定されている
- ・若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上
- ・1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上
- ・経済産業省の「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の認定を受けている

- (8) このほか、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 選定審査対象除外(失格)

次に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。

(4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された法人等に文書で通知する。

III 協定の締結

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市と協議の上、次の協定を締結するものとする。また、基本協定については、指定の議決を経て市が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。

また、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約」を締結するものとする。

なお、議決を得られなかった場合は、仮基本協定を無効とし、市は一切の損害の責任を負わない。

(1) 基本協定

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等の管理に関する仮基本協定書（案）

(2) 年度協定

尼崎市立弥生ヶ丘斎場等の管理に関する年度協定書（案）

IV 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和6年3月31日までの間に、本件施設の管理に関する業務の引継ぎを尼崎市及び現指定管理者と行うものとする。なお、引継ぎに係る費用等は、指定管理者の負担とする。

V 労働関係法令順守報告書の提出

本件施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき「労働関係法令遵守状況報告書」を提出するとともに、当該報告書を本件施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示すること。（VI参考資料「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」参照）

VI 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については、「ガイドライン」及び「手引き」を参照のこと。

VII 参考資料

- 1 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- 2 尼崎市墓園の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- 3 尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理業務仕様書

- 4 尼崎市立弥生ヶ丘斎場管理業務実施要項（業務要求事項）
- 5 尼崎市墓園管理業務仕様書
- 6 尼崎市墓園管理業務実施要項（業務要求事項）
- 7 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文
- 8 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

～お問い合わせ先～

保健局保健部生活衛生課

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1-502号

電話 06-4869-3017 FAX06-4869-3049

メール ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）	両者協議	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	● ※負担する金額による	● ※負担する金額による
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	●	
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少（光熱水費は基本協定に基づき別途協議する。）		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●

尼崎市立弥生ヶ丘斎場及び尼崎市墓園の過去3年間の管理経費

斎場 (千円)

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	98,342	94,465	94,016
建築設備保守管理費	5,334	5,384	5,833
定期清掃費	2,025	2,113	2,222
機械警備費	495	495	495
火葬設備関係保守費	13,294	13,582	13,640
光熱水費	48,369	46,422	72,553
修繕費	2,981	1,928	2,000
消耗品代等	2,804	2,468	2,344
小計	173,644	171,654	166,136
その他	29,210	28,676	30,010
合計	202,854	195,533	223,113

※令和4年度の光熱水費は、物価高騰対応として26,967千円を増額した。

墓園 (千円)

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	7,633	6,944	6,942
光熱水費	1,499	1,457	1,358
修繕費	2,107	1,633	1,053
消耗品代等	1,528	896	348
委託費	4,050	4,149	5,003
小計	18,074	15,079	14,704
その他	3,993	3,108	2,625
合計	20,810	18,187	17,329

斎場と墓園の合計 (千円)

費目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	223,664	213,720	240,442